

広島県リサイクル製品登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号。以下「条例」という。）第79条第1項に規定するリサイクル製品の登録制度の実施に関して、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年広島県規則第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、県が行う工事で使用する物品又は県が購入する物品について、品質及び価格等について総合的に考慮し、同等のリサイクル製品があるときは、当該登録リサイクル製品を率先して使用し、又は購入するように努めるものとする。

2 県は、登録リサイクル製品の使用を促進するため、県のホームページ等を利用して、県内の事業者及び県民に対し、登録リサイクル製品に関する情報提供を行うものとする。

(申請者の範囲)

第2条の2 条例第79条第2項に規定する「リサイクル製品の生産等をしている者」には、リサイクル製品の生産等を委託する者を含むものとする。

(申請書類)

第3条 条例第80条第1項の規定によりリサイクル製品の登録を受けようとする者は、規則第62条に定めるもののほか、次の書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 他社から製品に使用する原材料である再生資源等の供給を受けて、当該リサイクル製品を生産等する場合には、その経路及び内容が確認できる書類（別記第1号）
- (2) 当該リサイクル製品の生産等を委託しようとする場合には、委託契約の内容が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(登録要件)

第3条の2 規則第61条第5号に規定する「その他知事が別に定める基準」は、次のとおりとする。

- (1) 別記第3号別表1第2欄に掲げる品目にあつては、共通基準（別記第2号）及び品目基準（別記第3号）
- (2) 別記第3号別表1第2欄に掲げる品目以外の品目にあつては、共通基準（別記第2号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可を必要とするリサイクル製品の生産等をしている者が、当該リサイクル製品の登録を受けようとする場合は、申請時に同法に規定されている必要な許可を受けていること。
- (4) 廃棄物処理法に基づく許可を必要としないリサイクル製品の生産等をしている者が、

当該リサイクル製品の登録を受けようとする場合において、同法の許可の取消しを受けたことがあるときは、直近の取消しの日から同法第7条第5項第4号ニに規定されている期間を経過していること。

- (5) 当該リサイクル製品が広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）第30条の規定により、有害がん具刃物類の指定等を受けていないこと。

（登録証）

第4条 知事は、条例第79条第2項によりリサイクル製品の登録をしたときには、申請者に別記第4号による登録証を交付するものとする。

- 2 登録リサイクル製品の生産等をする者（以下「登録製品生産者」という。）は、条例第83条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたときは、直ちに当該登録証を知事に返納しなければならない。
- 3 登録証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、再交付を申請することができる。
なお、再交付を受けた後に紛失した登録証を発見したときは、遅滞なく当該登録証を知事に返納しなければならない。

（登録リサイクル製品の表示）

第5条 規則第64条に規定する「広島県登録リサイクル製品」の文字の表示は、別記第3号別表1第2欄に掲げる品目以外の品目にあつては「広島県登録リサイクル製品（第一種）」、別記第3号別表1第2欄に掲げる品目にあつては「広島県登録リサイクル製品（第二種）」に区分して行うものとする。

- 2 登録製品生産者は、登録リサイクル製品に、前項に規定する文字のほか、別記第5号に定める広島県登録リサイクル製品登録マーク（以下「登録マーク」という。）を表示することができる。

（登録の取下げ）

第5条の2 登録製品生産者は、登録リサイクル製品の登録を取り下げようとするときは、別記第6号により知事に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第6条 条例第83条第1項及び第2項の規定による登録の取消しにより損失が生じた場合には、当該登録を取り消された者がその責めを負うものとする。

- 2 条例第83条第3項の規定による公表は、次のとおり行うものとする。

（1）公表方法

県ホームページへの掲載

（2）公表事項

- ア 登録製品生産者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- イ 登録番号
- ウ 登録製品名
- エ 登録取消しの理由

(3) 公表期間

取消しの日から起算して30日間とする。

(登録製品生産者の責務)

第7条 登録製品生産者は、登録リサイクル製品が登録基準に常に適合するように、品質及び性能を維持管理しなければならない。

2 登録リサイクル製品に関して、消費者との間に製品の品質、性能及び安全性に関して問題が発生したときには、原則として、登録製品生産者が責任を持って対応するものとする。

(報告)

第8条 知事は、登録製品生産者又は再生資源等の調達先に対して、登録リサイクル製品の登録要件（規則第61条）に関する適合状況について、必要に応じて報告を求めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、環境県民局循環型社会課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。